臺灣日日新報　第一万五千七百九十四號　昭和十九年二月十八日（金曜日）　（第二版）（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）

臺灣新報

本日各刊共六頁

二段飛び・敢闘の忠勇

迎少佐以下十五勇士

武勳燦たり・壯烈な散華

英軍後退發表

【ワシントン十六日發同盟】ニューデー米國に伝れば軍需相諾威陸軍司令部の發表は十六日の人間において「アラカン戰線の英印軍はミヨウの防衛線より東に後退するの餘儀なきに至つた」旨發表した

【東京發】今般ソロモン諸島に壯烈なる戰死を遂げた迎朝一海軍中佐を始めソロモンに於ける我が航空戰士に對し帝國海軍は十七日十五時附を以て左の如く感狀を授與した

感狀

海軍中佐　迎　朝一
海軍少佐　泰　明
同　弘　志
同　外　辻　富　雄

右ソロモン群島方面作戰に從事し昭和十七年二月八日敵艦隊が我が軍艦に對し攻撃を加へ來るや直ちに之が撃滅を期して勇躍出撃し敵艦隊の中央部に突入し敵艦多數を撃沈破し我が軍艦の攻撃を容易ならしめ以て我が軍の大勝利に貢献したる其の武勳は誠に顯著なり仍て茲に感狀を授與す

海軍大臣　嶋田繁太郎

【東京發】海軍省公表（二月十七日十五時）今般感狀のものに續き殊勳の戰死者左の如し

海軍中尉　迎　朝一
同　泰　明
同　弘　志
同　外　辻　富　雄

赫々の武功優賞せらる

山田少將以下百廿五士

【東京發】今次ソロモン群島方面に於ける我が航空部隊の作戰に於て赫々たる武功を樹てた山田勇助少將以下百廿五勇士に對し帝國海軍は十七日十五時附を以て左の如く感狀を授與した

感狀

海軍少將　山田勇助
海軍中佐　佐野久五郎
同　岡本健一
同　島崎信一
海軍大尉　芝山政夫
同　竹下五男
海軍少佐　中村盛作
海軍一等兵曹　佐野久五郎

右ソロモン群島方面作戰に從事し昭和十七年四月八日敵艦隊が我が軍艦に對し攻撃を加へ來るや直ちに之が撃滅を期して勇躍出撃し敵艦隊の中央部に突入し敵艦多數を撃沈破し我が軍艦の攻撃を容易ならしめ以て我が軍の大勝利に貢献したる其の武勳は誠に顯著なり仍て茲に感狀を授與す

海軍大臣　嶋田繁太郎

【東京發】海軍省公表（二月十七日十五時）今般感狀のものに續き殊勳の戰死者左の如し

海軍少將　山田勇助
海軍中佐　佐野久五郎
同　岡本健一
同　島崎信一
海軍大尉　芝山政夫
同　竹下五男
海軍少佐　中村盛作
海軍一等兵曹　佐野久五郎

【東京發】大東亞戰爭勃發後ソロモン群島方面に於ける我が航空部隊は十七日迄に左の如き赫々たる武勳をたて敵艦隊の撃滅に多大の貢献をなした

即ち開戰劈頭比島方面の航空撃滅戰に於ける敵航空兵力の撃滅並びに敵艦隊に對する攻撃に於ける我が航空部隊の活躍あらせられ此の間十七日午前三時敵船團並びに敵艦隊に對し夫々攻撃を加へられたる我が攻撃隊は敵艦隊の中央部に突入し敵艦多數を撃沈破し我が軍艦の攻撃を容易ならしめ以て我が軍の大勝利に貢献したる其の武勳は誠に顯著なり仍て茲に感狀を授與す

海軍大臣　嶋田繁太郎

【東京發】海軍省公表（二月十七日十五時）今般感狀のものに續き殊勳の戰死者左の如し

海軍中尉　迎　朝一
同　泰　明
同　弘　志
同　外　辻　富　雄

輝く偉勳の戰歴

【東京發】今次ソロモン群島方面に於ける我が航空部隊の作戰に於て赫々たる武勳を樹てた山田勇助少將以下百廿五名の勇士に對し帝國海軍は十七日十五時附を以て感狀を授與した

感狀

海軍少將　山田勇助
海軍中佐　佐野久五郎
同　岡本健一
同　島崎信一
海軍大尉　芝山政夫
同　竹下五男
海軍少佐　中村盛作
海軍一等兵曹　佐野久五郎
同　坪倉大盛嬉
海軍二等兵曹　井熊新作
海軍上等兵曹　渡邊銀藏
同　沖山忍
同　伊藤一男
同　船木太四郎
同　久保彌太郎
海軍一等兵曹（各通）　本間增美
海軍一等機關兵曹　小田切鶴吉
海軍二等水兵　佐々本文吾
海軍三等兵曹
海軍二等機關兵曹
海軍三等機關兵曹

右ソロモン群島方面作戰に從事し昭和十七年二月八日敵艦隊が我が軍艦に對し攻撃を加へ來るや直ちに之が撃滅を期して勇躍出撃し敵艦隊の中央部に突入し敵艦多數を撃沈破し我が軍艦の攻撃を容易ならしめ以て我が軍の大勝利に貢献したる其の武勳は誠に顯著なり仍て茲に感狀を授與す

海軍大臣　嶋田繁太郎

高砂族四名に金鵄勳章

エユーギニヤ島方面に奮戰

【東京發】大東亞戰爭勃發後ソロモン群島方面に於ける我が航空部隊の作戰に於て赫々たる武勳を樹てた山口時男中佐（戰死）外七名に對し帝國海軍は十七日十五時附を以て左の如く感狀を授與した

感狀

海軍中佐　山口時男（戰死）
同　芝山政夫（戰死）
同　岡本健一
同　島崎信一
海軍大尉　竹下五男（戰死）
同　岡本健一
海軍少佐　中村盛作
海軍一等兵曹　佐野久五郎

右ソロモン群島方面作戰に從事し昭和十七年四月八日敵艦隊が我が軍艦に對し攻撃を加へ來るや直ちに之が撃滅を期して勇躍出撃し敵艦隊の中央部に突入し敵艦多數を撃沈破し我が軍艦の攻撃を容易ならしめ以て我が軍の大勝利に貢献したる其の武勳は誠に顯著なり仍て茲に感狀を授與す

海軍大臣　嶋田繁太郎

【東京發】大東亞戰爭勃發後ソロモン群島方面に於ける我が航空部隊の作戰に於て赫々たる武勳を樹てた高砂族四名に對し帝國海軍は十七日十五時附を以て左の如く感狀を授與した

感狀

高砂族　高須賀修大佐（戰死）
同　芝山政夫（戰死）
同　岡本健一
同　島崎信一
海軍大尉　竹下五男（戰死）
同　岡本健一
海軍少佐　中村盛作
海軍一等兵曹　佐野久五郎

右ソロモン群島方面作戰に從事し昭和十七年四月八日敵艦隊が我が軍艦に對し攻撃を加へ來るや直ちに之が撃滅を期して勇躍出撃し敵艦隊の中央部に突入し敵艦多數を撃沈破し我が軍艦の攻撃を容易ならしめ以て我が軍の大勝利に貢献したる其の武勳は誠に顯著なり仍て茲に感狀を授與す

海軍大臣　嶋田繁太郎

敵新攻勢に猪突

太平洋戰に米英は相剋

【東京發】既報の如く我が一擊を蒙る太平洋戰線に一旦後退のマーシャル諸島の奪回を目指す敵の新攻勢に對し帝國は十七日十五時を以て左の如く感狀を授與した

感狀

海軍中將　小澤治三郎
海軍少將　大塚禮治郎
海軍少佐　以下六十九名

右ソロモン群島方面作戰に從事し昭和十七年四月八日敵艦隊が我が軍艦に對し攻撃を加へ來るや直ちに之が撃滅を期して勇躍出撃し敵艦隊の中央部に突入し敵艦多數を撃沈破し我が軍艦の攻撃を容易ならしめ以て我が軍の大勝利に貢献したる其の武勳は誠に顯著なり仍て茲に感狀を授與す

海軍大臣　嶋田繁太郎

【東京發】海軍省公表（二月十七日十五時）今般感狀のものに續き殊勳の戰死者左の如し

海軍中將　小澤治三郎
海軍少將　大塚禮治郎
海軍少佐　以下六十九名

【東京發】大東亞戰爭勃發後ソロモン群島方面に於ける我が航空部隊の作戰に於て赫々たる武勳を樹てた小澤治三郎中將以下百廿五名の勇士に對し帝國海軍は十七日十五時附を以て左の如く感狀を授與した

感狀

海軍中將　小澤治三郎
海軍少將　大塚禮治郎
海軍少佐　以下百廿五名

右ソロモン群島方面作戰に從事し昭和十七年四月八日敵艦隊が我が軍艦に對し攻撃を加へ來るや直ちに之が撃滅を期して勇躍出撃し敵艦隊の中央部に突入し敵艦多數を撃沈破し我が軍艦の攻撃を容易ならしめ以て我が軍の大勝利に貢献したる其の武勳は誠に顯著なり仍て茲に感狀を授與す

海軍大臣　嶋田繁太郎

【東京發】海軍省公表（二月十七日十五時）今般感狀のものに續き殊勳の戰死者左の如し

海軍中將　小澤治三郎
海軍少將　大塚禮治郎
海軍少佐　以下百廿五名

【ワシントン十六日發同盟】ワシントン來電ルーズベルトは十六日一九四四—四五年度の海軍豫算を發表したが、これは一九四四—四五年度の海軍豫算は一千三百八十九億八千九百八十二萬九千ポンドで前年度の豫算額は一千三百萬ポンドである

米海軍の新豫算

【ワシントン十六日發同盟】ワシントン來電ルーズベルトは十六日一九四四—四五年度の海軍豫算を發表したが、これは一九四四—四五年度の海軍豫算は一千三百八十九億八千九百八十二萬九千ポンドで前年度の豫算額は一千三百萬ポンドである

重慶の非難に狼狽

スチルウエル苦しい釋明

【重慶十六日發同盟】重慶發表に依れば米國陸軍中將スチルウエルは去る十三日の重慶の記者會見に於て左の如く語つた

一、ビルマ戰線に於ける英印軍の敗退は英印軍の士氣の問題ではなく、英印軍は日本軍に對し數的に優勢であつた

二、ビルマ戰線に於ける英印軍の敗退は英印軍の士氣の問題ではなく、英印軍は日本軍に對し數的に優勢であつた

三、ビルマ戰線に於ける英印軍の敗退は英印軍の士氣の問題ではなく、英印軍は日本軍に對し數的に優勢であつた

四、ビルマ戰線に於ける英印軍の敗退は英印軍の士氣の問題ではなく、英印軍は日本軍に對し數的に優勢であつた

五、ビルマ戰線に於ける英印軍の敗退は英印軍の士氣の問題ではなく、英印軍は日本軍に對し數的に優勢であつた

六、ビルマ戰線に於ける英印軍の敗退は英印軍の士氣の問題ではなく、英印軍は日本軍に對し數的に優勢であつた

七、ビルマ戰線に於ける英印軍の敗退は英印軍の士氣の問題ではなく、英印軍は日本軍に對し數的に優勢であつた

八、ビルマ戰線に於ける英印軍の敗退は英印軍の士氣の問題ではなく、英印軍は日本軍に對し數的に優勢であつた

九、ビルマ戰線に於ける英印軍の敗退は英印軍の士氣の問題ではなく、英印軍は日本軍に對し數的に優勢であつた

十、ビルマ戰線に於ける英印軍の敗退は英印軍の士氣の問題ではなく、英印軍は日本軍に對し數的に優勢であつた

全島民總蹶起の秋

きのふ歸任 齋藤長官語る

【ラバウル十七日發同盟】ラバウルに駐屯する陸軍部隊の勇士達は十六日ラバウルに凱旋した齋藤中將を迎へ感激の涙に咽んだ

齋藤中將は去る二月一日ラバウルに着任以來ラバウル地區の陸軍部隊の指揮に當つてゐたが十六日午後四時三十分ラバウル飛行場に歸任した

齋藤中將は飛行場に整列した勇士達の前に元氣一杯の姿を現はすや全員の敬禮に答へながら自動車に乘つて一路ラバウル市内に向つた

齋藤中將は歸任に當り左の如く語つた

今回の戰爭は實に大東亞の興廢を決する戰爭であつて我が軍は今や全島民總蹶起の秋である

敵作戰に非難囂々

同床異夢の重慶、英印軍

【東京發】既報ニューギニヤ山系の英印軍に對し我が軍の果敢なる攻撃に依り敵軍は潰滅的打撃を蒙つて後退を續けつゝあるが、これに對し重慶側は英印軍の敗退は英印軍の士氣の問題ではなく英印軍は日本軍に對し數的に優勢であつたからであると强辯を弄してゐる

印度國内動搖

英側當局は鎭壓に躍起

【ロンドン十七日發同盟】十六日のインド國民會議派は英國當局の壓迫政策に對し抵抗運動を開始したと傳へられ、英國當局は國民會議派の指導者ガンヂー、ネールー等の逮捕を斷行したが、これに對し

社說

俘虜虐待問題と敵の意圖

俘虜虐待問題が一たび擡頭した上は、その根本的解決を圖ると共に、將來同一の問題を繰り返すことを防止せねばならぬ。國際法規を守ることは、我が國内に於ても敵の俘虜に對する取扱ひに於ても、これを嚴守しようとしてゐるのであつて、敵國に於ても、この點については、我が國に對して非難の聲を擧げたことは無いであらう。

第二に、敵が古い事ではあるが、シンガポールの陷落と共に、我が軍に降伏した敵軍將兵の數は、實に十萬餘名に上つたが、これ等の將兵に對しては、我が軍は寸毫も虐待の行爲に出でず、寧ろ出來得る限りの好遇を與へたのである。

◇

第三に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。第二次大戰に於ても、我國民は、ベルギーに進駐するや、國民感情の融和に努めたが、ベルギー國民の中には「ベルギー國の獨立は我が軍によつて與へられた」と感謝する者さへあつた。加ふるにそれは戰時に於ける事であつたが、カイゼルは敵將として、時また中立を維持してゐた米國に對しても、國民感情の融和に努めたのである。

◇

第四に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。第二次大戰に於ても、我國民は、ベルギーに進駐するや、國民感情の融和に努めたが、ベルギー國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第五に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第六に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第七に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第八に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第九に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第十に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第十一に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第十二に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第十三に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第十四に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第十五に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第十六に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第十七に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第十八に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第十九に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第二十に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第二十一に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第二十二に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第二十三に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第二十四に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第二十五に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第二十六に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第二十七に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第二十八に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第二十九に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第三十に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第三十一に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第三十二に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第三十三に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第三十四に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第三十五に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第三十六に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第三十七に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第三十八に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第三十九に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第四十に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第四十一に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第四十二に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第四十三に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第四十四に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第四十五に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第四十六に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第四十七に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第四十八に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第四十九に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第五十に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第五十一に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第五十二に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第五十三に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第五十四に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第五十五に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第五十六に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第五十七に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第五十八に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第五十九に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第六十に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第六十一に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第六十二に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第六十三に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第六十四に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第六十五に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第六十六に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第六十七に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第六十八に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第六十九に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第七十に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第七十一に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第七十二に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第七十三に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第七十四に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第七十五に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第七十六に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第七十七に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第七十八に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第七十九に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第八十に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第八十一に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第八十二に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第八十三に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第八十四に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第八十五に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第八十六に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第八十七に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第八十八に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第八十九に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第九十に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第九十一に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第九十二に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第九十三に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第九十四に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第九十五に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第九十六に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第九十七に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第九十八に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第九十九に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

◇

第百に、敵が古い事ではあるが、之を以て國の體面と威信とに關する問題だと考へてゐる國民は、我が國に於ては殆ど無いであらう。

産業金庫設立委員任命

理事長に中島一郎氏内定

政府に於ける本金庫設立の中樞機關として理事長には七月開設を目下の處一應一郎氏が内定したと傳へられてゐるが、同氏の略歷をかゝげることゝする

中島氏は明治十九年二月十八日生れ、現在の職は日本興業銀行理事、勳等は勳二等、學歷は東京帝國大學法科大學卒業、主な經歷は大藏省參事官、大藏省理財局長、同省專賣局長、同省主稅局長、同省理財局長官、昭和十九年四月一日から日本興業銀行理事、趣味は囲碁、ゴルフ、住所は東京都世田谷區下馬町一ノ三三、電話は世田谷一一一番である

郵貯と保險增強策

全島貯蓄課長會議開く

全島貯蓄課長會議は十七、十八の兩日に亘り臺北市内の某會場に於て左記出席者を以て開催、本島貯蓄增强に關する諸般の事項に就き協議を遂げ、十八日午後五時閉會した

出席者（官職名略）

臺北郵便局長　佐藤　淳
臺北郵便局貯金課長　水原　龍吉
臺北郵便局保險課長　中川　一郎
臺北市役所（地方課長）　中松　乙彦
臺南郵便局長　星　喜雄
臺南郵便局貯金課長　田口　三三
臺南郵便局保險課長　大和田健次郎
臺中郵便局長　三輪　幸助
臺中郵便局貯金課長　三上榮太郎
花蓮港郵便局長　吉岡　榮
臺北郵便局保險課長　白川　治足
臺南郵便局會計課長　關　明

中島氏近日歸臺

臺南州知事中島一郎氏は昨年十月中旬一時歸臺の後、再び内地に赴き、本府の重要政務に參畫中であるが、愈々來る二十五日附を以て本府參與官に任ぜられ近日中に歸臺の筈である

清涼飲料業界の企業整備

臺灣清涼飲料組合では、組合員の中、製造業者の整備に關して、時局下重要物資の節約と生產能率の增强とを期する爲め、左記の如く整備を實施することゝなつた

一、整備對象　一、二月二十三日午前九時から午後五時迄、一、二十四日、二十五日兩日間、臺北市内

二、整備方法　自發的整備を建前とし、二十五日迄に整備申出書を提出せしめ、整備實施の方法は、組合に於て協議決定する

三、整備實施　二月二十六日

四、整備後の措置　整備實施後は、組合に於て、整備工場の設置、整備後の生產品の處分、整備後の從業員の就職斡旋等に關し、出來得る限りの措置を講ずる

五、整備實施の期日迄に整備申出書を提出しない者は、整備實施後、組合に於て、整備の實施を强制するものとし

高砂義勇隊員に

最初の金鵄勳章

見よ、榮光燦たり

青史に不滅の偉勳

"勝つために死ぬ"皇國三年の歴史に於ける父兄が必ずや勝利を以て國家に報じて來ることを信じ且つ期待して居られた義勇隊の大部の下志願の動機は、實にこの點に在つたのである、敵米英撃滅の大命を拜して今や山地奥深く、敵、土人の懐柔と南方民族の指導に、或は又、敵の空襲下に、或は又、敵の潜水艦の跳梁する海上輸送に、或は又、敵の機銃掃射を浴びつゝ飛行場の建設に、或は又、敵の包囲攻撃を受けつゝ陣地の死守に、或は又、敵の上陸を迎へ撃つて水際の殲滅に、或は又、敵の爆撃

五穀豐穰の祈年祭

增產へ決戰へ各地の熱願

馬公

【馬公發】馬公における祈年祭は十七日午前十時から龍部代表として西部軍司令官、村上支隊長部隊長以下を總て參列、祝詞奏上の年祭儀式を終了、次で同十一時から同神社にも參拜した、陸山同社も同樣盛況に執り行はれた

臺中

【臺中電話】臺中州下では十七日午前九時より、同州廳に於て臺田知事、山下參事官部長參列の下に、又臺中市役所では市長、助役、各部長參列して祈年祭を執行、生産增强、戰勝祈願をなし、同九時四十分終り何れも盛況裡に終了した

嘉義

【嘉義電話】嘉義市では十七日午前九時から警察官舍前廣場に於て、市内各官公署、學校、團體參列の下に祈年祭を執行、玉城市長の祝詞奏上があつて午前十時半終了した

臺南

【臺南電話】臺南神社では十七日午前九時より總督府、州廳、市役所、學校、會社、銀行、各官公署、團體參列の下に祈年祭を執行、村上支隊長部隊長以下多數參拜、次で同神社の年祭儀式を終了、次で同十時から同神社に於ても同樣祈年祭を執行された

屏東

【屏東電話】屏東市内における各官衙、學校、會社、團體は十七日午前九時より、各神社に於て祈年祭を執行、次で同十時から屏東神社に於て、州廳、市役所、各官衙、學校、會社、團體參列の下に祈年祭を執行、次で同十時から屏東神社に於ても同樣祈年祭を執行、次で同十時から屏東神社に於ても同樣祈年祭を執行、次で同十時から屏東神社に於ても同樣

夕刊 臺灣新報
（第二號）（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）昭和十九年二月十八日（金曜日）
臺灣日日新報 第一万五千七百九十四號 （一）

敵大型輸送船を大破

ツルブ沖に船團を捕捉

【南太平洋○○基地十六日發同盟】わが攻略部隊は十六日朝ニューブリテン島ツルブ沖において敵輸送船團を捕捉し

カビエン來襲熾烈化

敵ラバウル孤立化狙ふ

【南太平洋○○基地十六日發同盟】ラバウル孤立化を企圖する敵の空からのラバウル攻撃は中部太平洋方面戰局の激化に伴應して熾烈化し二月初旬以來十四日までの來襲實數延二千二百六十機を數うるに至つたが十七日の本日ラバウル攻撃に依る十五日間のB24、B25、B26などの重爆撃機を配した敵爆撃隊延二百十機が三回に亙りニューアイルランド島カビエンのわが基地に對し執拗な反復攻撃を加へ來つたことを報じてゐるが、カビエンに對する敵の來襲は一月廿日午後、四日七十機、二月七日二機、十三日四十七機、十四日同二百二十機と續き、敵の攻撃は專らラバウルにのみ向けられてゐた感があつたが、今回初めて二百機を超ゆる來攻を同方面戰局の動向を示唆するものとして注目をひする。なほ昨十二月中

【南太平洋○○基地十六日發同盟】ラバウル攻撃に來つた敵機の數は一月一日百機、四日七六機、七日二一機、十三日四七機、十四日二九機の如しサムラキ來襲機を邀撃擊退

【南太平洋○○基地十八日發同盟】南方某基地に於ける邀撃戰鬪機隊は十六日ラバウル攻撃に來つた敵機を邀撃し四機撃墜を報じてゐるが、これがため敵の攻撃は衰へるどころか益々熾烈化し、十七日には百機、十八日には百二十機と連日ラバウルに對し執拗な攻撃を繰返してゐる。

對日反攻は困難

英印政廳 準備不足を釋明

【リスボン十七日發同盟】ニューデリー發表によれば英印軍アジア軍司令部は七日ラチカン攻撃の戰況につき次の通り發表した

アラカン戰線ではブチドン西方及ひ西北方で富士の自地的攻撃が展開された、反撃機甲兵員特殊上の要衝たるナヒトーク方面では日本軍は反撃を包圍しようとして新攻勢を展開

マツカーサー悲鳴

我が陸軍の精強を恐る

【リスボン十六日發同盟】西南太平洋戰線總司令官マツカーサー大將からの發表によれば一月廿五日ビスマルク諸島ニューブリテン島ツルブ沖に於ける敵輸送船團に對する攻撃は一月廿五日午後一時半から開始され、二月十日午後一時半に至る間に延べ二百十機の陸上機と延べ百機の艦上機とが參加して實施されたが、この攻撃に於て撃沈された敵船舶は一萬噸級の大型船二隻を含む十隻、撃破されたもの十隻、合計二十隻に上つてゐる、この攻撃に參加した陸上機は一機も還らなかつたが、艦上機は僅かに十機を失つたに過ぎなかつた、斯くの如く陸上機の損害が艦上機の損害に比し著しく大きかつたのは陸上機が敵の對空砲火の眞只中に突入して攻撃を加へたのに對し艦上機は敵の對空砲火の射程外から攻撃を加へたからである

國校令等を公布

來る新學年度から實施

【東京發】國民學校令（勅令第一四八號）、同施行令（勅令第一四九號）、同令第一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一五〇號）、同令第二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一五一號）、同令第三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一五二號）、同令第四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一五三號）、同令第五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一五四號）、同令第六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一五五號）、同令第七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一五六號）、同令第八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一五七號）、同令第九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一五八號）、同令第十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一五九號）、同令第十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一六〇號）、同令第十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一六一號）、同令第十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一六二號）、同令第十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一六三號）、同令第十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一六四號）、同令第十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一六五號）、同令第十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一六六號）、同令第十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一六七號）、同令第十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一六八號）、同令第二十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一六九號）、同令第二十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一七〇號）、同令第二十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一七一號）、同令第二十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一七二號）、同令第二十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一七三號）、同令第二十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一七四號）、同令第二十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一七五號）、同令第二十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一七六號）、同令第二十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一七七號）、同令第二十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一七八號）、同令第三十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一七九號）、同令第三十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一八〇號）、同令第三十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一八一號）、同令第三十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一八二號）、同令第三十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一八三號）、同令第三十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一八四號）、同令第三十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一八五號）、同令第三十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一八六號）、同令第三十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一八七號）、同令第三十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一八八號）、同令第四十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一八九號）、同令第四十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一九〇號）、同令第四十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一九一號）、同令第四十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一九二號）、同令第四十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一九三號）、同令第四十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一九四號）、同令第四十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一九五號）、同令第四十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一九六號）、同令第四十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一九七號）、同令第四十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一九八號）、同令第五十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第一九九號）、同令第五十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二〇〇號）、同令第五十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二〇一號）、同令第五十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二〇二號）、同令第五十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二〇三號）、同令第五十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二〇四號）、同令第五十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二〇五號）、同令第五十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二〇六號）、同令第五十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二〇七號）、同令第五十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二〇八號）、同令第六十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二〇九號）、同令第六十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二一〇號）、同令第六十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二一一號）、同令第六十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二一二號）、同令第六十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二一三號）、同令第六十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二一四號）、同令第六十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二一五號）、同令第六十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二一六號）、同令第六十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二一七號）、同令第六十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二一八號）、同令第七十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二一九號）、同令第七十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二二〇號）、同令第七十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二二一號）、同令第七十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二二二號）、同令第七十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二二三號）、同令第七十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二二四號）、同令第七十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二二五號）、同令第七十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二二六號）、同令第七十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二二七號）、同令第七十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二二八號）、同令第八十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二二九號）、同令第八十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二三〇號）、同令第八十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二三一號）、同令第八十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二三二號）、同令第八十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二三三號）、同令第八十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二三四號）、同令第八十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二三五號）、同令第八十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二三六號）、同令第八十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二三七號）、同令第八十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二三八號）、同令第九十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二三九號）、同令第九十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二四〇號）、同令第九十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二四一號）、同令第九十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二四二號）、同令第九十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二四三號）、同令第九十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二四四號）、同令第九十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二四五號）、同令第九十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二四六號）、同令第九十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二四七號）、同令第九十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二四八號）、同令第百條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二四九號）、同令第百一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二五〇號）、同令第百二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二五一號）、同令第百三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二五二號）、同令第百四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二五三號）、同令第百五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二五四號）、同令第百六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二五五號）、同令第百七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二五六號）、同令第百八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二五七號）、同令第百九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二五八號）、同令第百十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二五九號）、同令第百十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二六〇號）、同令第百十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二六一號）、同令第百十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二六二號）、同令第百十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二六三號）、同令第百十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二六四號）、同令第百十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二六五號）、同令第百十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二六六號）、同令第百十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二六七號）、同令第百十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二六八號）、同令第百二十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二六九號）、同令第百二十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二七〇號）、同令第百二十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二七一號）、同令第百二十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二七二號）、同令第百二十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二七三號）、同令第百二十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二七四號）、同令第百二十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二七五號）、同令第百二十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二七六號）、同令第百二十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二七七號）、同令第百二十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二七八號）、同令第百三十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二七九號）、同令第百三十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二八〇號）、同令第百三十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二八一號）、同令第百三十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二八二號）、同令第百三十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二八三號）、同令第百三十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二八四號）、同令第百三十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二八五號）、同令第百三十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二八六號）、同令第百三十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二八七號）、同令第百三十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二八八號）、同令第百四十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二八九號）、同令第百四十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二九〇號）、同令第百四十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二九一號）、同令第百四十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二九二號）、同令第百四十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二九三號）、同令第百四十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二九四號）、同令第百四十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二九五號）、同令第百四十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二九六號）、同令第百四十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二九七號）、同令第百四十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二九八號）、同令第百五十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第二九九號）、同令第百五十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三〇〇號）、同令第百五十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三〇一號）、同令第百五十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三〇二號）、同令第百五十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三〇三號）、同令第百五十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三〇四號）、同令第百五十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三〇五號）、同令第百五十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三〇六號）、同令第百五十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三〇七號）、同令第百五十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三〇八號）、同令第百六十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三〇九號）、同令第百六十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三一〇號）、同令第百六十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三一一號）、同令第百六十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三一二號）、同令第百六十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三一三號）、同令第百六十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三一四號）、同令第百六十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三一五號）、同令第百六十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三一六號）、同令第百六十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三一七號）、同令第百六十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三一八號）、同令第百七十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三一九號）、同令第百七十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三二〇號）、同令第百七十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三二一號）、同令第百七十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三二二號）、同令第百七十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三二三號）、同令第百七十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三二四號）、同令第百七十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三二五號）、同令第百七十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三二六號）、同令第百七十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三二七號）、同令第百七十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三二八號）、同令第百八十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三二九號）、同令第百八十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三三〇號）、同令第百八十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三三一號）、同令第百八十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三三二號）、同令第百八十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三三三號）、同令第百八十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三三四號）、同令第百八十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三三五號）、同令第百八十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三三六號）、同令第百八十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三三七號）、同令第百八十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三三八號）、同令第百九十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三三九號）、同令第百九十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三四〇號）、同令第百九十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三四一號）、同令第百九十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三四二號）、同令第百九十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三四三號）、同令第百九十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三四四號）、同令第百九十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三四五號）、同令第百九十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三四六號）、同令第百九十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三四七號）、同令第百九十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三四八號）、同令第二百條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三四九號）、同令第二百一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三五〇號）、同令第二百二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三五一號）、同令第二百三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三五二號）、同令第二百四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三五三號）、同令第二百五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三五四號）、同令第二百六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三五五號）、同令第二百七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三五六號）、同令第二百八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三五七號）、同令第二百九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三五八號）、同令第二百十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三五九號）、同令第二百十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三六〇號）、同令第二百十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三六一號）、同令第二百十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三六二號）、同令第二百十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三六三號）、同令第二百十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三六四號）、同令第二百十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三六五號）、同令第二百十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三六六號）、同令第二百十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三六七號）、同令第二百十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三六八號）、同令第二百二十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三六九號）、同令第二百二十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三七〇號）、同令第二百二十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三七一號）、同令第二百二十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三七二號）、同令第二百二十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三七三號）、同令第二百二十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三七四號）、同令第二百二十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三七五號）、同令第二百二十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三七六號）、同令第二百二十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三七七號）、同令第二百二十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三七八號）、同令第二百三十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三七九號）、同令第二百三十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三八〇號）、同令第二百三十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三八一號）、同令第二百三十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三八二號）、同令第二百三十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三八三號）、同令第二百三十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三八四號）、同令第二百三十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三八五號）、同令第二百三十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三八六號）、同令第二百三十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三八七號）、同令第二百三十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三八八號）、同令第二百四十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三八九號）、同令第二百四十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三九〇號）、同令第二百四十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三九一號）、同令第二百四十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三九二號）、同令第二百四十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三九三號）、同令第二百四十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三九四號）、同令第二百四十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三九五號）、同令第二百四十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三九六號）、同令第二百四十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三九七號）、同令第二百四十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三九八號）、同令第二百五十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第三九九號）、同令第二百五十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四〇〇號）、同令第二百五十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四〇一號）、同令第二百五十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四〇二號）、同令第二百五十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四〇三號）、同令第二百五十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四〇四號）、同令第二百五十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四〇五號）、同令第二百五十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四〇六號）、同令第二百五十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四〇七號）、同令第二百五十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四〇八號）、同令第二百六十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四〇九號）、同令第二百六十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四一〇號）、同令第二百六十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四一一號）、同令第二百六十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四一二號）、同令第二百六十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四一三號）、同令第二百六十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四一四號）、同令第二百六十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四一五號）、同令第二百六十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四一六號）、同令第二百六十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四一七號）、同令第二百六十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四一八號）、同令第二百七十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四一九號）、同令第二百七十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四二〇號）、同令第二百七十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四二一號）、同令第二百七十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四二二號）、同令第二百七十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四二三號）、同令第二百七十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四二四號）、同令第二百七十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四二五號）、同令第二百七十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四二六號）、同令第二百七十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四二七號）、同令第二百七十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四二八號）、同令第二百八十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四二九號）、同令第二百八十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四三〇號）、同令第二百八十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四三一號）、同令第二百八十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四三二號）、同令第二百八十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四三三號）、同令第二百八十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四三四號）、同令第二百八十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四三五號）、同令第二百八十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四三六號）、同令第二百八十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四三七號）、同令第二百八十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四三八號）、同令第二百九十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四三九號）、同令第二百九十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四四〇號）、同令第二百九十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四四一號）、同令第二百九十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四四二號）、同令第二百九十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四四三號）、同令第二百九十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四四四號）、同令第二百九十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四四五號）、同令第二百九十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四四六號）、同令第二百九十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四四七號）、同令第二百九十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四四八號）、同令第三百條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四四九號）、同令第三百一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四五〇號）、同令第三百二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四五一號）、同令第三百三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四五二號）、同令第三百四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四五三號）、同令第三百五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四五四號）、同令第三百六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四五五號）、同令第三百七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四五六號）、同令第三百八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四五七號）、同令第三百九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四五八號）、同令第三百十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四五九號）、同令第三百十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四六〇號）、同令第三百十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四六一號）、同令第三百十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四六二號）、同令第三百十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四六三號）、同令第三百十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四六四號）、同令第三百十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四六五號）、同令第三百十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四六六號）、同令第三百十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四六七號）、同令第三百十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四六八號）、同令第三百二十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四六九號）、同令第三百二十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四七〇號）、同令第三百二十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四七一號）、同令第三百二十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四七二號）、同令第三百二十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四七三號）、同令第三百二十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四七四號）、同令第三百二十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四七五號）、同令第三百二十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四七六號）、同令第三百二十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四七七號）、同令第三百二十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四七八號）、同令第三百三十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四七九號）、同令第三百三十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四八〇號）、同令第三百三十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四八一號）、同令第三百三十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四八二號）、同令第三百三十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四八三號）、同令第三百三十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四八四號）、同令第三百三十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四八五號）、同令第三百三十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四八六號）、同令第三百三十八條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四八七號）、同令第三百三十九條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四八八號）、同令第三百四十條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四八九號）、同令第三百四十一條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四九〇號）、同令第三百四十二條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四九一號）、同令第三百四十三條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四九二號）、同令第三百四十四條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四九三號）、同令第三百四十五條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四九四號）、同令第三百四十六條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四九五號）、同令第三百四十七條ノ學齢兒童ノ就學義務ニ關スル件（勅令第四九六號）、同令第三百四十八

國民貯蓄攻略へ
闘ふ人々の苦心を聽く（北基）

「さあ一家の貯蓄七百三十七圓四十七錢」この數字を見て驚く一家にいやいや三圓にもやり繰くりすると貯蓄出來るぞと聲をかけ合ひながら突き進んで來たが、昨年四月より十二月末までの貯蓄攻略が此貯蓄工團に求められたが、その中に殆ど三圓月もかかはらず過去九箇月間で貯蓄額が四百二十二圓二十二錢に消化して、その上まだまだ「お國のために」と貯蓄を決意して居る處が此の二十二區もあり、銃後に戰ふ貯蓄攻略部隊の勇敢なる突撃、高らかな凱歌を聽かう。その苦心談を聽かう。

日標突破二十一%
更に五〇%攻略へ突撃

新築町　富二區町會

昨年四月より十二月末迄の九箇月間に貯蓄攻略（總力十五箇月間）に對し、一應二十一%と云ふ好成績を擧げたのであつたが、この區が他三區ではいかん、何んとしても貯蓄攻略は突破せなければ」と最初國民貯蓄組合聯合會の會長に就任した川原次吉氏、谷川氏を中心に區會議員、町會長、隣組長、それから物井區長の區民に呼び掛けたのは物井氏の區民に呼び掛けたのであつた、それと同時に「いやこれだけでは區民が自分からの貯蓄目標率先垂範「さあ」と自分の貯蓄攻略である十二箇月間に於ける貯蓄目標を決定して